

京都市告示第 62 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
小川通	上京区御三軒町50番地地先から 同区中小川町241番地の2地先まで	旧	メートル 245.50	メートル 3.70 ~ 9.80
		新	245.50	7.99 ~ 22.00
上立売通	上京区上小川町134番地の5地先から 同区御三軒町47番地地先まで	旧	13.00	5.05 ~ 10.85
		新	13.00	5.02 ~ 16.40
小川緯2号線	上京区上小川町131番地の2地先内	旧	5.90	4.95 ~ 6.45
		新	1.40	6.30 ~ 6.40

(建設局土木管理部道路明示課)